

狭山市介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表 (令和6年4月版)

総合事業については、市町村によってサービスコード、基準等が異なります。

狭山市内の事業者が他市町村の被保険者（住所地特例対象者を除く。）に対してサービスを提供する場合は、当該市町村の基準等により設定されたサービスコードを使用します。

なお、狭山市以外の事業者が狭山市の被保険者（住所地特例対象者を除く。）に対してサービスを提供する場合は、狭山市の基準等により設定したサービスコードを使用します。

訪問型サービス

1. 訪問型サービス（独自）サービスコード表（サービス種類コードA2）

平成29年4月以降に狭山市訪問介護相当サービス事業の指定を受けた事業者が使用します。

2. 訪問型サービスA（緩和した基準による）サービスコード表（サービス種類コードA3（A3-1））

総合事業の指定のみを受けている事業者（シルバー人材センターなど）が使用します。

3. 訪問型サービスA（緩和した基準による）サービスコード表（サービス種類コードA3（A3-2））

介護保険サービス事業の指定を受けている事業者（居宅サービス事業者）が使用しません。

通所型サービス

1. 通所型サービス（独自）サービスコード表（サービス種類コードA6）

平成29年4月以降に狭山市通所介護相当サービス事業の指定を受けた事業者が使用します。

2. 通所型サービスA（緩和した基準による）サービスコード表（サービス種類コードA7（A7-1））

平成29年4月以降に狭山市通所型サービスAの指定を受けた事業者が使用します。

介護予防ケアマネジメント

1. 介護予防ケアマネジメント 費用コード

（注意）予防給付のサービスを利用する場合は、介護予防サービス計画になりますので、「介護予防支援サービスコード」を使用します。